

## 船舶事故調査報告書

平成22年11月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月19日（月、祝日） 11時54分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市久須見鼻西南西方沖 久須見鼻灯台から真方位249° 450m付近 （概位 北緯34° 25.7′ 東経133° 49.0′）
事故調査の経過	平成22年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 天常丸、79トン 127359、ツネイシホールディングス株式会社 25.50m×6.50m×2.99m、鋼 ディーゼル機関、456kW、昭和60年6月18日 B バージ 常石20号、約1,398トン なし、ツネイシホールディングス株式会社 60.00m×22.00m×3.00m、鋼 なし、1989年（建造年） C モーターボート 第三谷川丸、5トン未満 271-27925岡山、個人所有 7.61m (Lr) × 1.95m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、52kW、平成6年8月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 58歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年10月4日 免状交付年月日 平成21年6月1日 免状有効期間満了日 平成26年7月13日 A 二等航海士 男性 54歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成17年12月26日 免状交付年月日 平成18年6月27日 免状有効期間満了日 平成22年12月25日 C 船長 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年6月8日 免許証交付日 平成18年8月23日 （平成24年7月6日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長C）

損傷	<p>A なし</p> <p>B 右舷船首に擦過痕</p> <p>C プロペラシャフト及びプロペラが曲損、機関が濡損</p>	
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空船のB船を引いてA船引船列を構成し、航海士Aが、単独で船橋当直につき、下津井瀬戸大橋の下を通過したのち、針路真方位約100°及び対地速力約3.5ノット(kn)で、久須見鼻と松島との間の水道に向けて手動操舵により東進中、衝突の約10分前、右舷前方に漂泊している10数隻の釣り船を視認し、そのうちの1隻である漂泊中のC船が、同水道の中央付近に向けて流されているのを認めた。</p> <p>航海士Aは、A船引船列とC船とが接近することになれば、C船が避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、C船が右舷前方約50mとなったとき、船長Cが下を向いて作業をしているのを認め、A船がC船の北方近距離を通過したとき、C船に対して大声を発したが、平成22年7月19日11時54分ごろ、A船引船列のB船とC船とが衝突した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、松島東方沖の釣り場で船尾にスパンカーを揚げ、機関を中立状態にし、漂泊して釣りを行った。</p> <p>船長Cは、11時50分ごろ、釣りをやめて帰航することとし、釣り道具の後片付けを行い、船体中央部付近でいすに腰を掛け、下を向いて釣り糸を糸巻きに巻いていたところ、衝突の約10秒前、A船からの人の声が聞こえたことで、A船引船列が船首方向近距離を通過していることに気付き、機関を全速力前進及び左舵一杯として反転したところ、C船の右舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突し、C船は左舷側に転覆した。</p> <p>船長Cは、海中に転落したが、近くにいた釣り船に救助された。</p> <p>救助した釣り船は、携帯電話で海上保安庁に連絡するとともに、船長Cを陸岸まで運び、船長Cは、救急車により病院に搬送された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約4～5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 西流(約3kn)</p>	
その他の事項	<p>A船は、長さ約50mのえい索でB船をえい航していた。</p> <p>C船には、操舵室などの構造物はなく、周囲の見通しは良好で、操舵は船尾の舵棒によって行っていた。</p> <p>C船のスパンカーは、底辺が約1.5m及び高さが約2mの三角帆で、事故当時は、船尾の支柱に2枚を展張していた。</p> <p>船長Cは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Cは、釣り針を7本付けた長さ約10mの釣り糸を、糸巻きに巻く作業をしており、同作業に約4～5分を要していた。</p> <p>久須見鼻と松島との間の水道の幅は、約300mである。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船引船列は、久須見鼻と松島との間の水道に向けて東進中、航海士Aが、前路で漂泊中のC船を視認した際、A船引船列がC船に接近すれば、</p>

		<p>C船の方で避けてくれるものと思い込み、A船がC船の付近を航行したことから、A船引船列のB船とC船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、久須見鼻と松島との間の水道において、船首を北に向けて漂流中、船長Cが、下を向いて釣り道具の片付けを行い、見張りを行わなかったため、A船引船列の接近に気付かずに漂流を続け、C船とA船引船列のB船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、人の声を聞いてA船引船列の接近に気付き、機関及び舵を使用して衝突を避けようとしたが、衝突を避けることができなかつたものと考えられる。</p> <p>C船は、漂流中、潮流によって久須見鼻と松島との間の水道の中央付近に流された可能性があると考えられる。</p> <p>航海士Aが、多数の釣り船等が漂流している久須見鼻と松島との間の水道を航行する際、汽笛により注意喚起信号を行っていたら、C船がA船引船列の接近に気付き、衝突を回避することができた可能性があると考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、久須見鼻と松島との間の水道において、A船引船列が東進中、C船が漂流中、航海士Aが、前路で漂流中のC船の付近を航行し、また、船長Cが、見張りを行わなかったため、B船とC船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>